

2024年1月

投資者の皆様へ

SBIアセットマネジメント株式会社

「EXE-i グローバルREITファンド」  
約款変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の投資信託の格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ファンド名称変更、信託報酬の引き下げ、信託事務の諸費用等の明文化を行うことに伴い、下記の約款変更を行いますので、お知らせ申し上げます。

本件変更の趣旨についてご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

## 記

## 1. 約款変更適用日

2024年2月10日

## 2. 変更内容

- ①ファンド名称をEXE-i グローバルREITファンドからEXE-i 全世界REITファンドへ変更を行います。
- ②信託事務の処理に要する諸費用（印刷等費用（有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出、交付に係る費用）、公告費用、受益権の管理事務に関する費用を含みます。）を明確化します。
- ③信託報酬率を引き下げます。

	変更後	変更前
信託報酬総額	年率 0.1320%（税抜 0.120%）	年率 0.2530%（税抜 0.230%）
内 委託会社	年率 0.0550%（税抜 0.050%）	年率 0.110%（税抜 0.100%）
内 販売会社	年率 0.0550%（税抜 0.050%）	年率 0.110%（税抜 0.100%）
内 受託会社	年率 0.0220%（税抜 0.020%）	年率 0.033%（税抜 0.030%）
実質的な負担	年率 0.2195%程度	年率 0.3405%程度

以上

＜本件に関する問い合わせ先＞  
SBIアセットマネジメント株式会社  
電話番号 03-6229-0097（受付時間は土日祝日を除く9:00～17:00）

信託約款の変更内容

追加型証券投資信託  
E X E - i グローバル R E I T ファンド

下線部は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(表紙)</p> <p>追加型証券投資信託 E X E - i <u>全世界</u> R E I T ファンド 信託約款</p>	<p>(表紙)</p> <p>追加型証券投資信託 E X E - i <u>グローバル</u> R E I T ファンド 信託約款</p>
<p>(タイトル)</p> <p>追加型証券投資信託 E X E - i <u>全世界</u> R E I T ファンド 信託約款</p> <p>第 32 条 (信託事務の諸費用等) 信託財産に関する租税、<u>信託事務の処理に要する諸費用 (印刷等費用 (有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出、交付に係る費用)、公告費用、受益権の管理事務に関する費用を含みます。)</u> および受託者の立替えた立替金の利息 (以下「諸経費」といいます。) は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。</p> <p>② (中略)</p> <p>③委託者は、<u>第1項</u>に定める諸費用の支払を行い、当該支払金額について信託財産中から支弁を受けることができます。この場合、委託者は、当該支払金額について信託財産中から支弁を受ける際に、受領する金額にあらかじめ上限を付することができます。また、委託者は、当該支払金額の信託財産中からの支弁を受ける代わりに、前項に定める諸費用の金額をあらかじめ見積もったうえで、実際または予想される費用金額を上限として、一定の率または一定の金額に基づいて信託財産中から支弁を受けることもできます。</p> <p>(後略)</p> <p>第 33 条 (信託報酬等の額および支弁の方法) 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、信</p>	<p>(タイトル)</p> <p>追加型証券投資信託 E X E - i <u>グローバル</u> R E I T ファンド 信託約款</p> <p>第 32 条 (信託事務の諸費用等) 信託財産に関する租税、<u>信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息 (以下、「諸経費」といいます。)</u> は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。</p> <p>② (中略)</p> <p>③委託者は、<u>前項</u>に定める諸費用の支払を行い、当該支払金額について信託財産中から支弁を受けることができます。この場合、委託者は、当該支払金額について信託財産中から支弁を受ける際に、受領する金額にあらかじめ上限を付することができます。また、委託者は、当該支払金額の信託財産中からの支弁を受ける代わりに、前項に定める諸費用の金額をあらかじめ見積もったうえで、実際または予想される費用金額を上限として、一定の率または一定の金額に基づいて信託財産中から支弁を受けることもできます。</p> <p>(後略)</p> <p>第 33 条 (信託報酬等の額および支弁の方法) 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、信</p>

<p>託財産の純資産総額に年 10,000 分の <u>12</u> の率を乗じて得た金額とします。 (後略)</p>	<p>託財産の純資産総額に年 10,000 分の <u>23</u> の率を乗じて得た金額とします。 (後略)</p>
<p>【附表】 (前略) 第 3 条 信託約款の運用の基本方針、信託約款第 17 条 (運用の指図範囲等) に規定する別に定める E T F (上場投資信託証券) は、次の通りとします。(2014 年 2 月変更) (中略) 第 4 条 信託約款の運用の基本方針(2) 投資態度に規定する当該参考指標 (2014 年 2 月変更) (後略)</p>	<p>【附表】 (前略) 第 3 条 信託約款の運用の基本方針、信託約款第 17 条 (運用の指図範囲等) に規定する別に定める E T F (上場投資信託証券) は、次の通りとします。(平成 26 年 2 月変更) (中略) 第 4 条 信託約款の運用の基本方針(2) 投資態度に規定する当該参考指標 (平成 26 年 2 月変更) (後略)</p>